

平成 20 年度（第 52 回）船員労働安全衛生月間について、ご案内

このたび国土交通省海事局長より、標記の件につきまして別添の実施要綱に基づき実施すると共に本件関係各位への周知案内方等の来報ありましたのでこの段お知らせ致します。

平成 20 年 8 月 12 日
全国海運組合連合会



国海運第59号の4

平成20年8月6日



全国海運組合連合会会長 殿

国土交通省海事局長



平成20年度（第52回）船員労働安全衛生月間について

平成20年度（第52回）船員労働安全衛生月間については、別添の実施要綱に基づき実施することといたしましたので、貴傘下の構成員に対して、周知されるとともに、本月間の趣旨を踏まえ、各自の状況に応じた独自の船員労働安全衛生月間活動を円滑に推進し、かつ、実効をあげるよう指導方ご協力よろしくお願ひいたします。

平成20年度（第52回）船員労働安全衛生月間実施要綱

1. 趣旨

船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、昭和32年度から実施され、今年度で52回目を迎える。

船員の災害・疾病は、第1次船員災害防止基本計画の実施以降、関係者のたゆまぬ努力により、発生件数・発生千人率とも大幅に減少し、その成果をあげているものの、現在においても陸上の労働災害と比較して依然として高い発生率となっている。

また、船員の労働災害をめぐっては、近年、船員の高齢化、設備や機器の高度化、作業の多重化・効率化、外国人船員の増加等の変化が生じていることに加え、船員不足が顕在化しつつあり、これに的確に対処して船員を確保・育成していくためにも、引き続き、船員災害の防止活動に取り組んでいく必要がある。

このため、全国一斉、集中的に船員の災害・疾病防止活動を展開すべく、平成20年度船員災害防止実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき船員労働安全衛生月間を実施し、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚を図るとともに、船員災害防止対策の一層の推進を図るものとする。

2. 実施時期

平成20年9月1日～9月30日（船舶の寄港状況、船員の就労状況等、地域・業種の実情を踏まえて適当と考えられる場合には、当該期間にとらわれることなく出漁の前に訪船するなど、適当な時期を定めて集中的な活動を実施すること。）

3. スローガン

小さな指摘で大きな成果、明日の未来へ安全航海

4. 重点事項及び主要対策

重点事項及び主要対策については、実施計画に則り、以下のとおりとする。

(1) 重点対策

- ① 海中転落や作業基準等不遵守による死亡災害の防止。
- ② 多発する「転倒」、「はざまれ」の防止。
- ③ 高年齢船員の増加に対応した死傷災害防止対策。
- ④ 若年船員に対する安全衛生に係る指導の充実。
- ⑤ 生活習慣病の予防。
- ⑥ 石綿（アスベスト）による健康被害防止対策。

(2) 主要対策

- ① 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進
- ② 死傷災害の防止

- ③ 生活習慣病を中心とした疾病予防対策及び健康増進対策の推進
- ④ 外国人船員に係る安全衛生対策の推進
- ⑤ 船内における労働、生活環境の整備・改善

5. 主唱者等

(1) 主唱者

国土交通省、社会保険庁、水産庁

(2) 協賛者

船員災害防止協会、地方（地区）船員労働安全衛生協議会

(3) 協力者

関係行政機関、関係地方自治体、関係独立行政法人、全日本海員組合、漁船同盟連絡協議会、船舶通信士労働組合、(社)日本船主協会、日本内航海運組合総連合会、内航大型船輸送海運組合、全国海運組合連合会、全国内航タンカー海運組合、全国内航輸送海運組合、全日本内航船主海運組合、(社)日本旅客船協会、(社)日本外航客船協会、(社)大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会、(社)全国沖合いかつり漁業協会、(社)全国大型いかつり漁業協会、(社)全国近海かつおまぐろ漁業協会、(社)全国さんま漁業協会、(社)全国底曳網漁業連合会、(社)全国まき網漁業協会、(社)日本トロール底魚協会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、(財)日本船員福利雇用促進センター、(社)日本海員掖済会、(財)船員保険会、(社)外航船員医療事業団、(財)日本船舶振興会、(社)日本海難防止協会、(財)日本海事広報協会、船員災害防止推進会

(4) 実施者

上記主唱者、協賛者及び協力者との全面的な連携・協力の下、船舶所有者及び船員が中心となって実施すること。

6. 月間実施要領

月間中の実施事項については、別紙要領の事項を基本としつつ、地域のニーズを十分に把握したうえで、費用対効果を考慮しながらより効果的な実施事項を定めること。

平成20年度（第52回）船員労働安全衛生月間実施要領

1. 船舶及び事業所内の自主総点検並びに防止対策の実施

船舶所有者及び船員は、本月間の趣旨を十分認識して、経営トップ自らの指揮監督の下に総括安全衛生担当者等の安全衛生管理責任者並びに船長 及び船舶における安全担当者、衛生担当者等を中心として、次の事項を実施することとする。

- (1) 中高年齢船員を中心としつつ、若年齢船員に対しても生活習慣病及びメタボリックシンドロームに関する予防意識を高め予防対策を確立していく。
また、石綿（アスベスト）による健康被害に関する知識の周知、船内作業時の予防対策等を推進する。
- (2) 飲用水の管理については、年1回以上義務付けられた水質検査の結果を踏まえ、タンク内の飲用水の交換等適正な水質管理を徹底する。
- (3) 船員災害防止大会、安全衛生に関する各種講演会、講習会等へ積極的に参加し、災害防止に関するノウハウの修得に努める。
- (4) 安全衛生に関する改善意見、発明、考案等の提案制度を採用し活用する。
- (5) 安全衛生に関する企業内表彰を行う。
- (6) ファックスだより「船員行政ニュース」、船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」及びホームページなどにより海難・災害事例の分析等の情報を入手し活用する。
- (7) 事業場におけるポスター、標語ビラ、垂幕、立看板等の掲示、掲揚を行う。
- (8) 船舶における緑十字旗の掲揚、ポスター及び標語ビラの掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章の着用を励行する。
- (9) 特に中小船舶所有者にあっては、船員災害防止協会の安全技術指導員、衛生技術指導員やホームページ等を活用し、安全衛生パトロール、安全衛生教育等の実施、災害事例等に関する情報交換等を行う。
- (10) 漁船にあっては、操業形態に合わせて、安全操業ができるような安全上の措置、責任分担等の明確化を図るとともに、海難に対する危険意識をもち、作業用救命衣の着用、船舶の航行の安全に関する安全管理体制の再確認を徹底する。

2. 安全衛生に関する訪船指導

地方（地区）船員労働安全衛生協議会等は、関係者の協力を得て、各地域又は業種の実態に応じて指導すべき船舶を選定の上、安全指導班及び衛生指導班を編成し、次の事項について訪船指導を行うとともに、各地域の実情を踏まえて、これら訪船結果に基づき船舶所有者（事業場）に対する訪問指導についても取り組む。

特に、その際、中小船舶所有者の所有する船舶及び事業場への指導を強化する。
なお、訪船指導に当たっては、船舶所有者と事前に日程調整する等、効率的に訪船できるよう工夫する。

(1) 安全指導班の指導内容

- ① 一般船舶については、「転倒」及び「はざまれ」による災害を防止するため、

船内設備、作業方法等について再検討し、その防止対策の指導を行う。さらに、内航船における出入港・荷役作業について安全確保に関する周知・啓発を行う。

- ② 漁船については、波浪や漁ろう作業中の「転倒」及び「はざまれ」による災害を防止するため、船内設備、作業方法等について再検討し、その防止対策の指導を行う。さらに、まき網漁業、沖合底びき網漁業及びかつお・まぐろ漁船については、作業の標準化マニュアルを活用し、安全確保に関する周知・啓発を行う。

また、海難による死亡災害防止の観点から、定期的検査時における復原性の明確化、船体構造設備改善の指導、安全な操船方法及び作業方法に関してパンフレット（マニュアル）等を活用した同種事故の再発防止対策を実施する。

- ③ 一般船舶又は漁船における「海中転落」による死亡災害を防止するため、船内設備、作業方法等を再検討し、その防止対策の指導を行う。
- ④ 高年齢船員における「慣れ」による死傷災害を防止するため、その防止対策の指導を行う。
- ⑤ 死傷災害を未然に防ぐため、危険予知訓練等事前のリスク低減対策について指導を行う。

(2) 衛生指導班の指導内容

衛生指導班は、検疫所、保健所、（社）日本海員掖済会、（財）船員保険会等の協力の下に、次に掲げる事項について指導を行う。その際、生活習慣病予防のための日常生活のガイドライン、自己診断チェックリスト等の資料配付、船員災害防止協会が作成した「船でつくる四季のメニュー」（あなたの健康をまもるために）、厚生労働省等が作成した「食事バランスガイド」の積極的な活用の推進等創意工夫に努める。

- ① 飲用水の管理については、年1回以上義務付けられた水質検査の結果を踏まえ、タンク内の飲用水の交換等適正な水質管理を徹底する。
- ② 生活習慣病及びメタボリックシンドロームに関する健康教育、健康診断の定期的、継続的な受診の徹底により、船員の健康状態を継続的かつ的確に把握し、作業環境の整備や適正配置を行う等適切な健康管理対策を推進する。
- ③ 生活習慣病及びメタボリックシンドロームに関しては、中高年齢船員を中心としつつ、若年齢船員も含めて、食生活の改善、適度な運動、飲酒・喫煙の節制等による予防対策の推進を図る。
- ④ 「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）については、作業の際、準備運動や適正な姿勢の確保等に心掛けるとともに、船員災害防止協会のホームページに掲載される健康管理情報等の効果的な活用を図り、予防に関する周知を図る。
- ⑤ ノロウィルスについては、十分な加熱処理、うがいや手洗い励行等の予防対策の指導を行う。睡眠時無呼吸症候群（SAS）については、自己チェックや専門医の診断について指導を行う。新型インフルエンザ及び重症急性呼吸器症候群（SARS）については、特に外航船について、うがい、手洗いの励行による予防対策について指導を行う。
- ⑥ 調理業務については、当該作業に従事する者に衛生上必要な措置を講じること等について指導を行う。

⑦ 石綿（アスベスト）による健康被害防止対策については、船内に飛散した石綿（アスベスト）粉じんにより健康被害が発生する可能性があることから、当該作業時における注意事項及び防止対策の指導を行う。

（3）安全指導班・衛生指導班の共通指導内容

- ① 船長、安全担当者、衛生担当者等による管理体制を再点検し、船員労働安全衛生規則における安全基準、衛生基準、個別作業基準等の手順書の遵守を改めて徹底する。特に酸素欠乏による作業事故防止対策について周知徹底を図る。
- ② 若年船員に対しては、船内において船長をはじめとする熟練船員による積極的な指導を行う。
- ③ 船舶所有者（事業所）に対する指導に当たっては、安全衛生に係る社内研修などを行う際に、可能な場合には船員の家族も含めた研修を行うなど、適宜見直しを行い内容の充実を図るよう指導する。
- ④ 混乗船に対しては、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努めるほか、特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底等の安全衛生対策について指導を行う。
- ⑤ 緑十字旗の掲揚、ポスター・標語ビラの掲示、安全担当者・衛生担当者のバッジ・腕章の着用を励行する。

3. 安全衛生管理体制に関する指導強化

- （1）地方（地区）船員労働安全衛生協議会等は、関係者の協力を得て、安全衛生管理体制に関する講習会の開催や危険予知訓練等を通じ、安全衛生委員会の活性化を図る。特に、中小船舶所有者に対して、一般船舶にあっては荷主、元請オペレーター等、また、漁船にあっては地域又は業種単位に船員災害防止のための協議会等に趣旨の周知を図り、その理解のもとに、これらの者を含む船員災害防止のための協議会等の設置の促進を図る。
- （2）船舶所有者、そのグループ、地区、業種等を対象として、第9次船員災害防止基本計画及び実施計画の内容につき積極的な啓発を行うとともに、当該船舶所有者に係る船員災害発生状況、その他の個別具体的な状況を考慮した独自の船員災害防止対策の作成について指導を行う。
- （3）船舶所有者による指導については、船員災害防止協会の安全衛生に関する資料（DVD等）を活用した少人数サークルでの活動等により、安全衛生活動に対する参加意識をもたせ、目標達成感を得られるようにするなど、実効ある取組みを促進する。

4. 船員災害防止大会、講習会、講演会等の開催

（1）船員災害防止大会の開催

- ① 船員災害防止協会は船員災害防止大会を開催する。開催に当たっては、家族ぐるみでの参加や、出席者参加型の双方向フォーラム形式での意見交換とするなど創意工夫を行う。
- ② 船員が乗船中等の理由で大会に出席できない場合は、船舶所有者、船舶所有者の団体及び他の船員関係者は、得られた情報を積極的に船員に周知するよう努め

る。

(2) サバイバルトレーニング、講習会等の実施

- ① 地方（地区）船員労働安全衛生協議会等は、関係者の協力を得て、生存に必要な知識、技能に関する講習会等を開催し、船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。特に、膨脹式救命いかだの展張等救命設備の取扱いに係る実技訓練の実施及び衛生E P I R B（非常用位置指示無線標識）、S A R T（レーダートランスポンダ）等無線救命設備の適切な使用方法、作業用救命胴衣の着用等についての教育・訓練に努める。
- ② 自動体外式除細動器（A E D）などの各種講習会や中小船舶所有者及び現場での安全衛生に関する知識・経験を有する者等で組織された「船員安全衛生推進会」等の場において、船員災害防止協会が作成した「作業の標準化マニュアル」等を活用し指導啓発活動を推進する。

(3) 講演会等の開催

- ① 協賛者は、安全衛生に関する学識経験者、地方運輸局長が指定した医師、関係団体等の協力を得て安全衛生に関する講演会、講習会、懇談会、研修会等を開催する。
- ② 講演会等の開催に当たっては、漁船における海中転落事故が多発している現状から、漁業基地においては海中転落防止対策、作業用救命衣の着用の励行等について重点を置く。また、開催地域における船員災害の実情等を勘案しつつ、危険物、有害物による災害防止対策、酸素欠乏による災害防止対策、生活習慣病の知識と予防対策、「筋骨格系」の疾患（椎間板障害及び腰痛等）の予防対策、ノロウィルスの予防対策、睡眠時無呼吸症候群（S A S）、重症急性呼吸器症候群（S A R S）、新型インフルエンザへの適切な対応等の健康管理対策、騒音、振動障害の防止対策等について実施するよう配慮する。
- ③ 特に、中小船舶所有者及びその船員について、これら講演会等への積極的な参加を促進する。
- ④ 災害多発地域においては、船舶所有者及び関係者との懇談会等を開催し、地域の実態に即した実効ある災害防止対策の推進のための組織の設置等について積極的に指導する。

(4) 保護具等の展示会の開催

地方（地区）船員労働安全衛生協議会等は、関係団体、メーカー、代理店等の協力を得て船員災害防止大会会場周辺、通船待合所等において、安全衛生保護具、作業用救命衣、保護面、検知器具、水質検査器具等の展示会を開催し、取扱い方法を実演することにより船員災害防止に関するノウハウの普及促進を図る。

5. 医療関係機関等との連携等

(1) 地方（地区）船員労働安全衛生協議会等は、(社)日本海員掖済会、(財)船員保険会、地方運輸局長が指定した医師等の協力を得て、特定日を設けて当該病院、診療所その他船員が利用するのに便利な場所に臨時の無料健康相談所を開設する。

開設に当たっては、船員が有効に活用できるよう事前に趣旨、場所、日時等につ

いて周知徹底を図る。

- (2) 健康相談に当たっては、生活習慣病及びメタボリックシンドロームを中心とした疾病予防、特に中高年齢船員を対象とした予防検査の受診を促進し、疾病予防対策及び健康増進対策に取り組む。また、医療関係機関等又は市町村（健康管理担当課）の協力を得て、栄養士等による生活習慣病予防のための栄養講習会、健康教育講座等の生活指導を受けるように指導する。あわせて、生活習慣病予防のための日常生活ガイドライン、自己診断チェックリスト等の資料の積極的活用を指導する。
- (3) 睡眠時無呼吸症候群（S A S）については、その危険性について注意喚起を行うとともに、自覚症状のある者には、早期の受診・治療を指導する。
- (4) 石綿（アスベスト）による健康被害については、船員、元船員で船内で石綿（アスベスト）に関わる作業に従事している者及び過去に従事していた者に対する健康相談を実施する。また、当該作業時における注意事項及び防止対策の指導を行うとともに、元船員が、過去に石綿（アスベスト）に関わる作業に従事していた際に、石綿粉じんを吸引したことが原因とみられる所見が見つかった場合や一定の作業従事歴がある場合には、国が当該者の健康管理を行うための船員健康管理手帳制度が有効に活用されるよう周知を図る。

6. テレビ、ポスター、垂幕等による広報活動

(1) テレビ、新聞による広報等

- ① 主唱者、協賛者及び協力者は、テレビ、ラジオ、ホームページ、ファクシミリ、新聞、雑誌、自治体の広報誌等を通じて本月間の広報を行う。
- ② 船舶を利用しての海上からの活動として、船舶及び船員に対し、直接呼びかけて周知する。
- ③ ファックスだより「船員行政ニュース」、船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」等による情報入手と活用の推進を図る。

(2) ポスター、標語ビラ及びパンフレットの作成配布

- ① 船員災害防止協会は、ポスター、標語ビラ、パンフレット及びリーフレット（「海中転落死からあなたを守るために」及び「生活習慣病の予防のためにメタボリックシンドロームの予防を」）を一括作成する。
- ② 地方（地区）船員労働安全衛生協議会等及び協力者は、これらポスター等を船舶所有者及び船舶に広く行き渡るように配布するほか、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他関係者の目のつきやすい場所に掲示する。

(3) 垂幕、横幕、立看板等の掲揚、掲示

地方（地区）船員労働安全衛生協議会等及び協力者は、月間の名称、期間等を入れた垂幕、横幕、立看板等を作成し、官公署、海事関係者の事務所、通船待合所、造船所その他関係者の目のつきやすい場所に掲揚、掲示する。

(4) 緑十字旗の掲揚等

地方（地区）船員労働安全衛生協議会等及び協力者は、全船舶に緑十字旗の掲揚を指導する。

また、ポスター及び標語ビラの掲示、安全担当者及び衛生担当者のバッジ、腕章

の着用についても指導する。

(5) 家族に対する協力の呼びかけ

地方（地区）船員労働安全衛生協議会等及び協力者は、船員の家族に対し、講習会等を通じて船員の災害防止のための協力を呼びかける。

(6) 安全衛生に関する標語の配布、体験記及び意見の発表等

① 船員災害防止協会は、募集した安全衛生に関する標語、体験記及び意見の入賞作品を、ホームページや船員災害防止協会発行の機関誌「船員と災害防止」等において発表する。また、国土交通省は、入賞者等についてファックスだより「船員行政ニュース」で紹介する。

② 船員災害防止協会は、船員の安全衛生に功績のあった者の表彰を行う。

(7) 船員労働災害防止優良事業者認定制度の周知・普及

船舶所有者をはじめとする関係者が船員の労働災害防止に必要な自主的な取組みを促進するため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度が有効に活用されるよう、当該制度の周知・普及を図る。

7. 船員災害防止協会の活用

船員災害防止協会は、地方（地区）船員労働安全衛生協議会等とともに、安全衛生に関する訪船指導の実施、船員災害防止大会、講習会及び講演会の開催、ポスター、パンフレット等の作成配布、船員の安全衛生に功績のあった者の表彰、船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度の周知等の活動を行う。

8. 船員労働安全衛生月間の諸活動実施状況の取りまとめ等

国土交通省は月間の実施状況について、協賛者、協力者、実施者から意見や評価等の報告を求め、その取りまとめを行うとともに、訪船指導等で明らかとなった船員の安全衛生上の問題点及び改善点、今後の課題等につき整理する。